

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

飛騨市の人口は、2025年2月現在で約21,600人となっており、年々減少を続け、2040年には2025年と比較し約6,000人少ない15,904人になると推計されている。人口の内訳をみると65歳以上の高齢者が全体の4割近くを占め、高齢化が進む状況を示している。労働人口となる20歳から65歳までは全体の約5割となっている。

市内産業の事業者数は第一次産業が約3%、第二次産業が22%、第三次産業が75.0%となっており、第二次産業の内訳では建設業が56%、製造業が44%となっている。

従業者数を見てみると、製造業の割合が全体の3割を占めており、第二次産業のウェイトが高い産業構造となっている。

市内事業者は中小企業者が大半を占めるなか、人手不足や後継者不足等の課題に直面している。この現状を放置すると本市の産業基盤に大きな影響を与える状況となっており、さらなる市内中小企業の生産性向上を推進することにより、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者の育成と円滑な承継に向けた企業基盤の整備を支援していくことが喫緊の課題となっており、そのために生産性の向上による競争力の強化が望まれている。

(2) 目標

本導入促進基本計画により、市内の中小企業の先端設備の導入を促すことで、本市の各企業における労働生産性の向上を推進し、さらなる地域の経済発展に資することを旨とする。これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入促進計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性に関する目標は計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年率3%以上向上することが見込まれることを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種それぞれが本市の経済・雇用を支えていることから、全ての産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業におけるそれぞれの設備投資を支援することが必要であることから、本計画において対象とする設備は、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供せられる設備とし、中小企業等経営強化法施行規則

第7条第1項に定める全ての先端設備等を対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は市街地等を中心とした商工業のほか、農山、山間部における農林業まで市内の幅広い範囲に所在しており、全ての産業において生産性向上の必要があることから、本計画の対象となる地域は飛騨市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象となる業種及び事業については、農林水産業、製造業、サービス業など多岐に渡っており、多様な業種がそれぞれ本市の経済・雇用を支えていることから、全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新製品の開発のほか、自動化の推進、IT等の導入による業務の効率化、省エネルギーの推進など、産業や業種によって多様な事項が想定される。したがって本計画においては労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全般を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、以下の取り組み等に該当する事業者は認定対象としないものとする。

(1) 人員削減を目的とした事業

(2) 公序良俗を害するおそれのある事業者や、反社会勢力との関係が認められる事業

(3) 市税を滞納している事業者